

1. 規約

※本協議会にて改訂はございません。

石狩川上流流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「石狩川上流流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、石狩川上流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(流域治水協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は旭川開発建設部長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(流域治水協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 石狩川上流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(流域治水幹事会)

第5条 協議会に石狩川上流流域治水幹事会（以下「幹事会」）を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は旭川開発建設部次長（河川・道路）をあてる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(協議会の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(流域治水協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会・幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、旭川開発建設部治水課、上川総合振興局旭川建設管理部事業室治水課に置く。

3 協議会・幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月23日から施行する。

本規約は、令和3年2月16日から施行する。

本規約は、令和3年12月27日から施行する。(改正)

別表1 石狩川上流流域治水協議会

関係機関	流域治水協議会
旭川開発建設部	部長（会長）
旭川地方気象台	台長
上川総合振興局	局長
旭川市	市長
鷹栖町	町長
東神楽町	町長
当麻町	町長
比布町	町長
愛別町	町長
上川町	町長
東川町	町長
美瑛町	町長
上川中部森林管理署	署長
森林整備センター北海道水源林整備事務所	所長

別表2 石狩川上流域治水幹事会

関係機関	流域治水幹事会
旭川開発建設部	次長（河川・道路）（幹事長） 次長（農業） 公物管理課長 治水課長 施設整備課長 農業整備課長 防災対策官 所長 支所長 支所長
旭川河川事務所	防災管理官
大雪ダム管理支所	
忠別ダム管理支所	
旭川地方気象台	
上川総合振興局	
地域創生部	地域政策課主幹
産業振興部	整備課長 林務課長
南部森林室	森林整備課長
旭川建設管理部	
用地管理室	維持管理課長
事業室	治水課長
旭川市	防災安全部防災課長
鷹栖町	総務企画課長
東神楽町	総務課長
当麻町	総務課長
比布町	総務企画課長
愛別町	総務企画課長
上川町	情報防災室長
東川町	企画総務課長
美瑛町	総務課長兼危機対策室長
上川中部森林管理署	次長 森林技術指導官 地域林政調整官 総括治山技術官
森林整備センター北海道水源林整備事務所	次長

